

本年度社労士試験合格者体験記

④

本誌令和5年11月号に掲載しました『本年度社労士講座合格者』のみなさまの社会保険労務士を目指した理由、学習方法、今後の抱負などをご紹介します。

初めての方も再チャレンジの方も、勉強のスタートはいつでもOK。

問合先：当協会総合受付

社会保険労務士試験受験対策総合講座 受講生募集中!!

052-961-1666

これまでの職業人生の集大成として社会保険労務士の資格に挑戦することを決意したのは4年前でした。年々憶力が低下し、特に数字の暗記には苦労しました。



やればやつただけ
実力がついてきた

村田 享さん

ゆるゆるとやっていたら11年もかかってしまいましたが、諦めずに受け続けければ必ず合格できると信じていました。

テキストに書かれていることを全て覚えれば合格できると思いますが、全て覚えるのはなかなか難しく、テキストに書かれていらないような選択肢（もちろん正しくない内容もあります）も必ず出るため、過去問で論点を掴みながらテ

基本を繰り返し学習
することが大切



加藤君代さん

これまでの職業人生の集大成として社会保険労務士の資格に挑戦することを決意したのは4年前でした。年々憶力が低下し、特に数字の暗記には苦労しました。

1年目から3年目まで、講座にできる限り出席し、通勤時間や家の最中にも講座を録音したものを聴いていました。そうすることで、いつの間にか知識が定着していったようになります。4年目の今年は一般常識対策として、自分で「厚生労働白書」を読み物と位置付け、読書するような軽い気持ちで早い時期

から読み始めました。この試験では、あきらめない気持ちと基本を繰り返し学習することが大切です。これまで導いていただいた先生方に心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

(60歳代・会社員)

キストを読むのが効率的だと思います。
やればやつただけ実力がついてきたことは実感しました

ので、毎日少しでもテキストや問題に触れましょう。

(50歳代・会社員)

労働〇×クイズ ⑪ 答えと解説

答え ✕
解説 通勤は1日について1回のみしか認められないものでは



ないので、昼休み等就業の時間の間に相当の間隔があつて帰宅するような場合には、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられるので、その往復行為は就業との関連性を認められ通勤災害になります。

(平成24年社会保険労務士試験出題参考)